

実施方針に係る質問に対する回答

No	頁	項目	タイトル				質問内容	回答	
1	-	用語					焼却灰等	ここでいう焼却灰等には、焼却処理不適物、セメント原料化不適物、溶融不適物、炉下不燃物が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	焼却処理前の焼却不適物、溶融不適物は、焼却灰等に含まれません。焼却処理後に排出される灰のうち、セメント原料化不適物や炉下不燃物のうち、有価で引取られないものは焼却灰等に含まれます。
2	-	用語					焼却灰等、副生成物等	流動床式ガス化溶融炉を選択した場合、炉下より排出される金属残渣類、不燃物については、焼却灰等もしくは副生成物等に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	金属残渣類のうち、有価で引取られるものは、焼却灰等もしくは副生成物に含まれません。不燃物については、No.1の回答のとおり。
3	-	用語					有価物	有価物とは、マテリアルリサイクル施設より選別回収され純度等、品質管理された鉄類、アルミ類で、有価で引き取られるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのものに加えて、焼却処理後に排出される有価で引取られる金属残渣類も含まれます。
4	1	第1章	6	(3)			プラザ棟	敷地有効利用の為、プラザ棟は(1)高効率ごみ発電施設及び(2)マテリアルリサイクル施設と合棟可能と考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
5	1	第1章	9	(1)	1	①	民間事業者が行う業務	埋設物対策については、入札説明書等にて建設予定地に対する埋設物情報の提示をお願いいたします。また、入札説明書等にて示されていない埋設物に対するリスク分担は貴組合との理解でよろしいでしょうか。	現時点で把握している資料は、入札説明書等に示します。また、リスク分担の詳細については、入札説明書等に示します。
6	1	第1章	9	(1)	1	①	事業用地の造成、埋設物対策	事業用地の造成、埋設物対策の範囲は、事業用地全体ではなく高効率ごみ発電施設、マテリアルリサイクル施設、プラザ棟の建設箇所のみと考えてよろしいでしょうか。	事業用地全体です。
7	1	第1章	9	(1)	1	②	民間事業者が行う業務	汚染土壌対策については、入札説明書等にて建設予定地に対する汚染状況調査情報の提示をお願いいたします。	入札説明書等に示します。
8	1	第1章	9	(1)	1	②	汚染土壌対策	汚染土壌対策とありますが、本対策が必要な位置、範囲及び内容についてご教示下さい。	入札説明書等に示します。
9	1	第1章	9	(1)	1	②	汚染土壌対策	汚染土壌対策として具体的にどのような内容を想定されているか御教示願います。また、汚染土壌は敷地内のどの部分に残存しているのか分かればご教示願います。	入札説明書等に示します。
10	1	第1章	9	(1)	1	②	汚染土壌対策	汚染土壌対策の範囲は、事業用地内のうち本事業において高効率ごみ発電施設、マテリアルリサイクル施設、プラザ棟の建設範囲箇所についてのみと考えてよろしいでしょうか。また、汚染土壌対策の範囲は、事業用地内のうち本事業において組合より事前に確認され開示された汚染土壌についてのみと考えてよろしいでしょうか。	入札説明書等に示します。
11	2	第1章	9	(1)	1	⑥	民間事業者が行う業務	運営・維持管理業務同様に、設計・建設業務においても、貴組合が「地域住民対応」を行い、民間事業者が「地域住民への対応支援」を行うという理解でよろしいでしょうか。	設計・建設業務においては、民間事業者が「地域住民対応」を行うとしております。
12	2	第1章	9	(1)	1	⑥	地域住民への対応	地域住民への対応として具体的にどのような内容を想定されているか御教示願います。	事業提案の内容によって異なりますが、工事工程や内容等の説明と想定されます。
13	2	第1章	9	(1)	2	⑤	プラザ棟運営管理業務	プラザ棟運営管理業務として具体的にどのような内容を想定されているか御教示願います。	入札説明書等に示します。
14	2	第1章	9	(1)	2	⑦	情報管理業務	情報管理業務として具体的にどのような内容を想定されているか御教示願います。	入札説明書等に示します。
15	2	第1章	10				民間事業者の取入	プラザ棟運営等において、運営事業者が利用者から施設の利用料を徴収することは認められますか。	認められません。
16	2	第1章	10	(3)			焼却灰等の資源化業務に係る対価	焼却灰等の資源化業務を行う企業と、運搬業務を行う企業が同一でない場合、資源化業務契約と運搬業務契約を分けてご契約頂けるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	2	第1章	10	(3)			焼却灰等の資源化業務に係る対価	別紙2によると、焼却灰等の資源化業務は、貴組合と焼却灰等資源化企業（及び運搬企業）が直接契約するものと考えます。従い、これらの対価は、貴組合から、運営事業者ではなく、焼却灰等資源化企業（及び運搬企業）に直接支払われるという理解でよろしいでしょうか。	組合は、焼却灰等資源化企業へ委託料の対価（運搬費含む）を運営事業者に支払います。運営事業者は、焼却灰等資源化企業（運搬企業含む）へ委託料を支払います。
18	2	第1章	10	(5)			乾電池、蛍光灯及び電球の資源化業務に係る対価	乾電池、蛍光灯及び電球の資源化業務を行う企業と、運搬業務を行う企業が同一でない場合、資源化業務契約と運搬業務契約を分けてご契約頂けるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	2	第1章	10	(5)			乾電池、蛍光灯及び電球の資源化業務に係る対価	別紙2によると、乾電池、蛍光灯及び電球の資源化業務は、貴組合と資源化企業（及び運搬企業）が直接契約するものと考えます。従い、これらの対価は、組合から資源化企業（及び運搬企業）に直接支払われるという理解でよろしいでしょうか。	組合は、有価物引取企業へ委託料の対価（運搬費含む）を運営事業者に支払います。運営事業者は、有価物引取企業（運搬企業含む）へ委託料を支払います。
20	4	第2章	2				募集及び選定の手順等	「要求水準書等」は平成26年8月1日の入札公告及び入札説明書等の公表に合わせて発表されると考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
21	4	第2章	2				募集及び選定の手順等	正確な検討・見積作業を確保するために、要求水準書等に関する質問受付、質問回答を1か月程度早めてもらうようお願いいたします。	予定の変更はできませんが、質問回答を可能な限り早めるように努力します。
22	4	第2章	2				募集及び選定の手順等	現地確認日時通知を遅くとも現地確認日の2日前まで早めて頂きますようお願い致します。	可能な限り、ご要望に沿えるようにします。
23	4	第2章	2				募集及び選定の手順等	要求水準等に関する質問受付が平成26年10月中旬となっておりますが、要求水準等は入札参加の判断をするための重要な記載内容を含むものであり、8月18日～22日の入札参加資格要件の質問受付と合わせて、質問の受付ならびに回答を要望いたします。	予定の変更はできませんが、質問回答を可能な限り早めるように努力します。
24	4	第2章	2				募集及び選定の手順等	入札書の提出が平成27年3月上旬となっております。一方、平成27年1月下旬に提出する事業提案書としては、入札額の一部を構成する運営事業計画等も提出するものと思われま。事業提案書と入札書の提出が同時に行うことが一般的ですが、今回、入札書提出が事業提案書提出後とされる意図をご教示願います。	事業提案書が要求水準書の項目を満たしていない場合は失格となるため、入札書の提出は事業提案書の提出後としております。
25	5	第2章	4	(1)	3		入札参加者の資格要件	プラントの設計・建設業務を担当する企業は構成員に限るとありますが、ここでいうプラントとは高効率ごみ発電施設のプラントのことと考えてよろしいでしょうか。	高効率ごみ発電施設とマテリアルリサイクル施設をいいます。
26	5	第2章	4	(1)	4		入札参加者の資格要件	代表企業及びプラント設備の運転業務を担当する企業はSPCに必ず出資するとありますが、ここでいうプラント設備は高効率発電施設のプラント設備のことと考えてよろしいでしょうか。	高効率ごみ発電施設とマテリアルリサイクル施設をいいます。
27	5	第2章	4	(1)	7		入札参加者	「入札参加者又は構成員のいずれかが、・・・。ただし、焼却灰等の資源化方式における資源化企業及び副生成物の資源化企業についてはこの限りではない。」とありますが、有価物の資源化企業及び乾電池、蛍光灯及び電球の資源化企業については、P20※3にありますとおり、提案書提出・入札段階においては、入札参加者のメンバーとしない（協力会社等に該当せず、入札参加者に含まない）との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	6	第2章	4	(2)	2	①	本施設の設計・建設業務を担当する企業	「プラント設備設計・建設企業」、「建築物設計・建設企業」、「用地造成・埋設物対策企業」が分担施工方式の建設JVを設立する場合、次の(1)、(2)を満たせば良いという理解でよろしいでしょうか。 (1)プラント設備設計・建設企業が本項①～⑧の要件を全て満たすこと (2)建築物設計・建設企業が本項①の要件を満たすこと	お見込みのとおりです。
29	7	第2章	4	(2)	2	⑤	本施設の設計・建設業務を担当する企業	「「ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号）」施行後に稼働している焼却施設・・・」とありますが、平成12年1月15日の施行以降、本法律の「新設」における基準値を満たす施設の設計・建設・稼働実績との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	7	第2章	4	(2)	2	⑥	本施設の設計・建設業務を担当する企業	「⑤に示す施行後」とは、「ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号）施行後に稼働した」という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	7	第2章	4	(2)	2	⑦	応募者の参加資格要件	「死傷者を生じた事故」とは、死亡及び重傷事故により指名停止等の行政処分の対象となった事故との考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	7	第2章	4	(2)	2	⑦	応募者の参加資格要件	「重大な損害を与えた公衆災害」とは、その損害内容により指名停止等の行政処分の対象となった損害との考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	7	第2章	4	(2)	3	②	本施設の運営・維持管理業務を担当する企業	設計・建設業務同様に、「高効率ごみ発電設備相当の設備を設置した一般廃棄物処理施設の運転実績」も認められますでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	7	第2章	4	(2)	3	②	高効率発電設備	運転実績は、100t/日以上処理能力かつ2炉以上で構成された高効率ごみ発電設備を設置した一般廃棄物処理施設とありますが、設計・建設業務を担当する企業と同様に、高効率ごみ発電設備相当の設備の運転実績と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
35	7	第2章	4	(2)	3	③	本施設の運営・維持管理業務を担当する企業	「②に示す施行後に稼働開始している施設」とは、「ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号）施行後に稼働開始した施設」という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

実施方針に係る質問に対する回答

No	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
36	7	第2章	4	(2)	3)	④	応募者の参加資格要件	「死傷者を生じた事故」とは、死亡及び重傷事故により指名停止等の行政処分の対象となった事故との考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
37	7	第2章	4	(2)	3)	④	応募者の参加資格要件	「重大な損害を与えた公衆災害」とは、その損害内容により指名停止等の行政処分の対象となった損害との考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	7	第2章	4	(2)	3)	⑤	専門の技術者の配置	専門の技術者は専任での配置となっておりますが、常駐配置と考えてよろしいでしょうか。またその場合、常駐時間は原則として土日祝祭日を除く平日のAM8:00からPM17:00の間と考えてよろしいでしょうか。	専門の技術者は、常駐配置を予定しています。常駐時間は、原則としてお見込みのとおりです。
39	7	第2章	4	(2)	4)		焼却灰等の資源化を行う企業	「当該施設の所在する市町村長の許可」とは、一般廃棄物処理（焼却灰・ばいじん）の許可のことでしょうか。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の処理業許可です。
40	8	第2章	4	(2)	5)	①	副生成物取引企業	最終処分場における覆土材利用も、有効利用として認められますでしょうか。	認められません。
41	9	第2章	6	(1)			SPCの設立	「適切な時期」とは、運営期間開始前（平成31年4月より前）の適切な時期と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	9	第2章	6	(1)	1)		SPCの設立	SPCの本店所在地を、事業実施場所（海老名市本郷1番地の1）として登記することは認められますでしょうか。	認められます。
43	10	第3章	3	(2)	3)		運営・維持管理業務委託契約書	乾電池、蛍光灯及び電球の処理業務委託契約は、貴組合と資源化企業間で締結されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	11	第3章	4				施設的设计・建設及び運営・維持管理に係るサービス	民間事業者の提供する施設的设计・建設及び運営・維持管理に係るサービスが十分に達せられない場合は、具体的にどのような内容を想定されているか御教示願います。	要求水準、事業提案書を満たしていないと判断される場合です。
45	12	第4章	1	(1)			事業実施場所	工事期間中の既設施設運用に係る制限事項があれば、入札説明書等での提示をお願いいたします。	入札説明書等に示します。
46	12	第4章	1	(3)	10)		緑化率	緑化率は「事業用地面積に対して20%以上」とありますが、貴組合発行の施設整備基本計画書を拝見しますと、緑化率20%以上確保のために、新し尿処理施設隣接地（旧排水設備の設置場所）も緑化面積としてカウントされておられます。本件においても同様に考えてよろしいでしょうか。また、調整池、駐車場を緑化することにより緑化率としてカウントできると考えてよろしいでしょうか。	当組合の施設整備基本計画書では新し尿処理施設隣接地（旧排水設備の設置場所）は緑化面積に含んでおりません。そのため、緑化率20%は、事業用地内で確保してください。海老名市の条例及び開発要綱で認められる緑地は緑地率にカウントできます。
47	12	第4章	1	(3)	10)		土地利用規制	埋蔵文化財調査は貴組合にて実施済と考えてよろしいでしょうか。	組合では実施しておりません。
48	12	第4章	1	(3)	10)		埋蔵文化財	「事業用地の一部に埋蔵文化財包蔵地を有する。」とありますが、具体的には敷地のどの部分でしょうか？又、設計・建設にかかわるコスト・工程にどのような影響があるか御指示下さい。	埋蔵文化財包蔵地の位置については、入札説明書等に示します。コストについては未定ですが、工程については、事業期間を遵守することに対して協力すること等が想定されます。
49	12	第4章	1	(3)	10)		埋蔵文化財	事業用地における埋蔵文化財包蔵地の場所及び埋蔵文化財の内容を御提示願います。	場所については、入札説明書等に示します。また内容については現在協議中です。
50	12	第4章	1	(3)	10)		埋蔵文化財	埋蔵文化財試掘調査、発掘に要する期間が長期間に及んだ場合、事業期間の延長をすることは可能でしょうか。	現時点では、事業期間の延長は想定していません。
51	12	第4章	2	(1)	1)		施設の整備条件等に関する事項	事業費算定の条件となる、以下条件につき入札説明書等での提示をお願いいたします。 ①し尿処理施設、温水プール及び将来計画である温浴施設等への電力供給条件（電圧、季節別・時間帯別の供給電力量、最大供給電力等） ②温水プール、老人福祉センター及び将来計画である温浴施設等への余熱供給条件（供給方式（蒸気、温水等）、季節別・時間帯別の供給熱量、最大供給熱量、取り合い点条件（取り合い位置、圧力等）	入札説明書等に示します。
52	12	第4章	2	(1)	1)		発電	し尿処理施設、温水プールの現在までの使用電力量を御提示願います。また将来計画である温浴施設等の計画使用電力量を御教示願います。	入札説明書等に示します。
53	12	第4章	2	(1)	1)		余熱利用	し尿処理施設、温水プールの現在までの余熱使用量を御提示願います。また将来計画である温浴施設等の計画余熱使用量を御教示願います。	入札説明書等に示します。
54	13	第4章	2	(3)			施設供用開始	試運転開始は平成30年11月下旬となっておりますが、ごみ焼却運転の開始ではなく、受電等の日程と考えてよろしいでしょうか。	試運転開始予定です。
55	18	別紙1					近隣対応	リスク分担の基本的な考え方（当該リスクに適切に対処可能な者がリスクを適正に負担する）に基づけば、近隣対応は、貴組合が主分担、民間事業者が従分担が合理的だと考えます。主分担、従分担の見直しをお願いいたします。	上記以外のもののリスク内容は、民間事業者の提案に基づく事業内容に対するリスクを示すことから民間事業者が主分担となります。
56	18	別紙1	共通				法令等の変更	「本事業に直接関係する法令等の変更等」に対して「上記以外の法令の変更等」は責任負担者が民間事業者となっておりますが、関連する具体的な法令等の変更例をご教授下さい。	組合が提示した関係する法律以外で、民間事業者が提案する事項に関係する法律の変更等が生じた場合が考えられます。
57	18	別紙1					法令等の変更	「本事業に直接関係する法令等の変更等」と「上記以外の法令の変更等」とは、各々、どのような法令の変更を想定されていますか。具体例を挙げて、ご説明をお願いいたします。	組合が提示した関係する法律以外で、民間事業者が提案する事項で関係する法律の変更等が生じた場合が考えられます。
58	18	別紙1	共通				税制度変更	「民間事業者の利益に課される税制度の変更等」に対して「上記以外の税制度の変更等」は責任負担者が民間事業者となっておりますが、関連する具体的な税制度の変更例をご教授下さい。	組合が提示した要求水準以外で、民間事業者が提案する事項において該当する税制上の変更等が考えられます。
59	18	別紙1					税制度変更	「上記以外（民間事業者の利益に課せられる税制度）の税制度変更等」は民間事業者負担となっておりますが、例えば、消費税率の変更は民間事業者負担という理解でよろしいでしょうか。税制度の変更は、民間事業者の責に帰すことのできない事由であると考えますので、貴組合が主分担、民間事業者が従分担が合理的だと考えます。主分担、従分担の見直しをお願いいたします。	消費税率の変更は組合負担となります。また、「上記以外（民間事業者の利益に課せられる税制度）の税制度変更等」は民間事業者負担と考えており、見直しはいたしません。
60	18	別紙1	設計				用地に関するもの	「埋設物及び埋蔵文化財包蔵地に関するもの」の責任分担者で民間事業者が△従分担となっておりますが、どのような対応を考えれば良いかご教授下さい。	事業期間を遵守することに対して協力すること等が想定されます。
61	18	別紙1	設計段階	測量・地質調査			リスクの内容	民間事業者が実施した測量、地質調査部分に関するものは、民間事業者主負担となっておりますが、民間事業者が新たに測量、地質調査を実施して、御提示頂いたデータと異なる場合、そのリスクは貴組合の主負担と考えますが、見解をご教示願います。	民間事業者の主負担とします。
62	19	別紙1	建設段階	工事費増大			リスクの内容	上記以外の要因による工事費の増大について、物価変動等による工事費の増大は、ご協議させて頂けるという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等に示します。
63	19	別紙1	建設段階				用地に関するもの	埋蔵文化財については、本建設予定地は現在使用されている場所であり、文化財保護法に基づく必要な措置はないものと考えてよろしいでしょうか。また、埋蔵文化財包蔵地に関するリスクとして、民間事業者の従負担とは具体的にどのような内容があるのかご教示ください。	必要な措置はあります。また、具体的な内容は、事業期間を遵守することに対して協力すること等が想定されます。
64	19	別紙1					受入廃棄物の質の変動	本項目には、受入廃棄物の性状（放射性物質等）により、焼却灰等や副生成物が資源化できない場合のリスクも含まれるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
65	19	別紙1	運営段階	売電収入変動			リスクの内容	事業期間中の売電収入変動に関するものは貴組合の民間事業者の主負担となっておりますが、受入廃棄物の質・受入廃棄物の量に関する変動や法令変更など貴組合に起因するものは、貴組合の主負担と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおりです。
66	20	別紙2					構成員	建設工事契約を共同企業体（JV）とする場合、「プラント設備設計・建設企業」、「建築物設計・建設企業」、「用地造成・埋設物対策企業」、「その他企業」、「運営・維持管理企業」の全てが構成員（＝SPCに出資する）として図示されておりますが、「建築物設計・建設企業」、「用地造成・埋設物対策企業」及び「その他企業」は協力企業（＝SPCに出資しない）として入札に参加しても良いという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
67	20	別紙2					※1: 焼却灰等の運搬業務は、資源化企業またはSPCによるものとする。	焼却灰等の運搬業務は、資源化企業もしくはSPC以外の一般廃棄物収集運搬許可業者にて行っても、よろしいでしょうか。	入札説明書等に示します。
68	20	別紙2					※3: 本施設で回収した有価物と構成市から搬入される乾電池、蛍光灯及び電球も含む。	乾電池、蛍光灯及び電球の量は、入札説明書等での提示をお願いいたします。（入札参加者にて乾電池、蛍光灯及び電球の量を予想することは困難です。）	入札説明書等に示します。